

会 務 報 告

平成21年1月1日から平成21年12月31日までの会務の概況を、下記のとおり報告いたします。

平成22年2月16日

愛媛県町村会長 白石 勝也

記

◎ 会 議

1 総 会

(1) 定 期 総 会

第62回定期総会は、2月13日午後3時から「えひめ共済会館」で県内の9の町長並びに副町長、収入役、総務課長、被表彰者らのほか、県、県議会、全国町村会、県町村議会議長会代表ら来賓の出席を得て開催した。

開会に先立ち、新任町長として、稲本内子町長と鬼北町長職務代理者の井上総務課長の紹介があつた。

総会は、白石会長のあいさつにはじまり、加戸県知事、清家県議会議長、全国町村会長（代理・山中全国町村会事務総長）、坂本県町村議会議長会会長から、それぞれ祝辞が述べられ、来賓の紹介と祝電披露があつた。

次いで、1月30日に全国町村会長から優良町村として表彰された西宇和郡伊方町への表彰状と記念品が山下伊方町長に、また、自治功労者として、上島町長上村俊之氏ら74人への表彰状と記念品が、それぞれ伝達された。

休憩ののち、会議に入って白石会長が議長席に着き、（報告第1号）「平成20年本会会務報告」を事務局から報告し一同了承。（認定第1号）「平成19年度本会歳入歳出決算」の認定について事務局から説明し、上村監事（上島町長）から監査報告があり、異議なく承認された。

つづいて、（議案第1号）「平成21年度事業計画」、（議案第2号）「平成21年度本会会費の分賦方法」、（議案第3号）「平成21年度本会一般会計予算」の3議案を一括上程し、審議の結果、異議なく原案どおり議決された。

引き続き、全国町村会事務総長の山中昭栄氏の講演「町村を巡る最近の情勢」があつて、午後5時3分閉会した。

(2) 臨時総会

6月1日午前10時30分から県自治会館で開催した。

この臨時総会は、現在の会長、副会長、監事の任期が6月5日で満了となるため開催したもので、県内9町の全町長が出席。

総会は、本会規約第6条第6項により、白石会長が議長となり議事に入り、会長の選挙について、副会長の選挙について、監事の選挙についての三議案を一括上程。選出を進める中で、中村砥部町長から「会長に白石松前町長、副会長に上村上島町長、監事に清水愛南町長を選任されたい」旨の発言がなされ、ただちにこれを会議に諮ったところ全員異議なく、会長には白石会長を再任、副会長には上村上島町長、監事に清水愛南町長が選任され、白石会長から就任のあいさつがあった。

(任期・・・平成21年6月6日から平成23年6月5日までの2年間。)

2 全員連絡会

○1月13日 平成20年度第5回開催

〈協議事項〉

- 1 平成19年度愛媛県町村会一般会計歳入歳出決算について
- 2 平成21年度愛媛県町村会事業計画及び本会会費の分賦方法並びに予算について
- 3 本会第62回定期総会開催について
- 4 平成21年度愛媛県後期高齢者広域連合事務局組織体制について
- 5 その他
(1) 次回の本会全員連絡会開催について
(2) その他

○2月13日 平成20年度第6回開催

〈協議事項〉

- 1 愛媛県市町総合事務組合役員等の選任について
- 2 愛媛県の献血確保について
- 3 その他
(1) 次回の本会全員連絡会開催について
(2) その他

○4月24日 平成21年度第1回開催

〈報告事項〉

- 1 平成21年度町(市)職員研修計画について

〈協議事項〉

- 1 市区町村における地方税の電子化について
- 2 愛媛県の消防広域化について
- 3 平成21年度町等公平事務委託費の負担について
- 4 本会臨時総会開催について
- 5 その他
(1) 次回の本会全員連絡会開催について

(2) 「地域医療学講座」設置に伴う経費負担について

(3) その他

参考資料

- ・ 本会組織図
- ・ 行事関係日程表
- ・ 各種協議会等役員調べ

○ 5月8日 平成21年度第2回開催

〈協議事項〉

- 1 2011年地デジ完全移行に向けた取組みについて
- 2 本会臨時総会開催について
- 3 財団法人全国自治協会愛媛県災害共済支部委員会の組織及び運営に関する規程の一部改正について
- 4 その他
 - (1) 次回の本会全員連絡会開催について
 - (2) その他

○ 6月29日 平成21年度第3回開催

〈報告事項〉

- 1 「平成22年度政府予算編成及び施策に関する要望」(全国町村会)について

〈協議事項〉

- 1 文部科学省補正予算の活用について
- 2 平成21年度四国四県町村長大会提出議題について
- 3 その他
 - (1) 次回の本会全員連絡会開催について

○ 9月24日 平成21年度第4回開催

〈協議事項〉

- 1 「警察における行政対象暴力の取組状況」について
- 2 地デジ推進に関する総務省の取り組み状況について
- 3 災害時要援護者関連施設等に係る警戒避難体制の整備及び「里山砂防」の推進について
- 4 新政権による国政運営の円滑な執行を求める緊急声明等について
- 5 「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望(案)について
- 6 平成21年度市町村長特別研修会(主催:地方公務員制度研究会)について
- 7 次回の本会全員連絡会開催について

〈報告事項〉

- 1 「四国四県町村長大会」(10月1日於高知市)提出議題について
- 2 全国町村会長表彰の優良町村について
- 3 全国町村長大会前後の関係団体行事一覧表(第3報)について
- 4 その他

参考資料

- ・ 平成21年度愛媛県9月補正予算(案)

○ 10月15日 平成21年度第5回開催

〈協議事項〉

- 1 全国町村会の「新聞意見広告」について
- 2 次回の本会全員連絡会開催について

〈報告事項〉

- 1 新政権の政策の具体化に関する意見について
- 2 9月25日の民主党愛媛県総支部連合会への緊急要望について
- 3 全国町村長大会前後の関係団体行事一覧表（第4報）について
- 4 その他

参考資料

- ・平成21年度基準財政需要額・基準財政収入額・財政不足額の調（平成21年9月）
- ・町長の給料並びに議会議員各種委員等の報酬額調べ（平成21年10月1日現在）

3 四国四県町村長大会

10月1日午後3時から、高知市の「高知新阪急ホテル」に四国四県の町村長が出席して開かれた。

大会は、前田高知県副会長の開会のことばがあり、「国歌斉唱」につづいて、吉岡高知県会長からあいさつがあったのち、徳島県の広瀬会長が「宣言」を朗読。

次いで、田村高知県総務部副部長（高知県知事代理）、岡崎高知県市長会長、小永高知県町村議会議長会会長ら各来賓の祝辞と祝電披露があった。

つづいて、議長に吉岡高知県会長を選出して議事に入り、白石本県会長から前大会の経過報告があり承認された。

次に各県提出議題の審議に移り、本県の上村上島町長から「農業・林業・水産業の推進について」「交通基盤整備の促進について」を説明、そのほか別項の議題について各県代表からそれぞれ提案理由を説明し、審議の結果、いずれも採択され、次項の「決議（案）」「特別決議（案）」「緊急決議（案）」を香川県の小國会長が朗読して、同じく採択された。

決議事項の実行運動方法等については、四県の会長に一任された。

なお、次期大会開催県に徳島県を決定。柴岡高知県副会長から閉会のあいさつがあり、午後4時30分閉会した。

《四国四県町村長大会提出議題》

- 1 地方分権改革の推進と地方財政基盤の充実・強化について
- 2 保健・医療行政の充実強化について
- 3 農業・林業・水産業対策の推進について
- 4 交通基盤整備の促進について
- 5 地震・災害対策の推進について
- 6 過疎地域の総合的な振興対策について
- 7 全国森林環境税の創設について
- 8 水資源対策の充実強化について

宣 言

四国の町村は、その多くが農山漁村地域にあり、食料の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など「国民生活の心のよりどころ」として、重要な役割を果たしてきた。

われわれは、農山漁村のもつかけがえのない価値が正しく認識され、農山漁村を豊かにしていくことが国民全体の幸せにつながることを、強く訴えていかなければならない。

「平成の合併」により、四国の186あった町村が57町村まで大きく減少した。少子高齢化や人口流出に加え、三位一体改革によるわずかな税源移譲と、5兆円を超える地方交付税の削減等により、地域の将来を不安視し、自主合併という名の合併に取り組みざるを得なかった町村は少なくない。

また、三位一体改革による交付税等の削減以降、都市と農山漁村との地域間格差はますます拡大し、自主財源に乏しい町村は、世界同時不況とも相まって、かつてない財政的苦境に追い込まれた。

このような状況の中にあって、わが国の政治情勢は、先の総選挙において政権与党が交代するという「大変革期」を迎えているが、我々町村長は不断の決意と揺るぎない信念を持って、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域社会を実現していかなければならない。

新政権は、「真の地方分権改革」を断行し、各町村が自主的・主体的に様々な取り組みができるような施策を講ずるべきである。

我々町村長も、新時代を迎えるにあたり、決意を新たにして、自らの変革を恐れることなく、個性と活力にあふれた地域社会実現のため、最大限の叡知を傾注することをここに誓うものである。

以上宣言する。

平成21年10月1日

四国四県町村長大会

決 議

- 1 地方分権改革の推進と地方財政基盤の充実・強化を期する
- 1 保健・医療行政の充実強化を期する
- 1 農業・林業・水産業対策の推進を期する
- 1 交通基盤整備の促進を期する
- 1 地震・災害対策の推進を期する
- 1 過疎地域の総合的な振興対策を期する
- 1 全国森林環境税の創設を期する
- 1 水資源対策の充実強化を期する

以上決議する。

平成21年10月1日

四国四県町村長大会

特 別 決 議

我々町村は、昨年末の「全国町村長大会」において、全国の町村長の総意により「市町村の強制合併につながる道州制には断固反対」する旨の特別決議を採択し、政府・与党に対し申し入れをしてきたところである。

三位一体の改革と平行して行われた市町村合併は、自主合併と言われながら事実上の強制合併であった。それにより地方に何が起きたか。国から委譲された権限と財源はごくわずかで、それも町村に対してはほとんど委譲されなかった。結果、町村は疲弊し、活力の低下、ひいては地域社会の崩壊にまで至ろうとしている。

それぞれの地域には歴史、文化、慣習、伝統といった地域の特色があり、国土の多様な姿に見合った多彩な基礎自治体が存在することがこの国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿である。

そのような国の在り方、ましてや国と地方の役割分担についての議論も充分なされないままに、単なる枠組みを前提として制度設計された道州制は、平成の合併の惨劇の二の舞になることは目に見えている。

以上のことから、我々は、「百害あって一利なし」の道州制並びに合併の強制・誘導は絶対に容認できないし、断固反対していく。

以上決議する。

平成21年10月1日

四国四県町村長大会

緊 急 決 議

1 平成21年度補正予算の凍結などにより、地方公共団体の行財政運営を混乱させないこと。

1 自動車関連諸税の暫定税率分を維持し、地方の貴重な自主財源を守ること。

1 「一括交付金」については、地方公共団体の十分な理解が得られるよう配分基準を示すこと。

1 疲弊した地域経済の状況を踏まえ、災害防止事業、生活道路等必要な事業量を確保し、遅れている町村の社会資本整備を進めること。

1 衰退する農林漁業の実態を踏まえ、個別所得補償制度について、町村に負担させることのない具体策を示すとともに、農産物輸入を激増させる日米自由貿易協定（FTA）の締結は行わないこと。

1 後期高齢者医療制度は、その根幹を維持すること。

1 過疎地域の果たす役割を正当に評価し、危機的状況にある過疎地域の自然と国土を守るため、「新たな過疎対策法」の制定に取り組むこと。

以上決議する。

平成21年10月1日

四国四県町村長大会

4 平成21年度総務課長会議

10月26日午後2時から「愛媛県自治会館」において開催した。
協議事項は次のとおり。

- 1 過疎地域等における集落対策の推進について（「集落支援員」と「地域おこし協力隊」）
- 2 愛媛県町村会等について
- 3 各町からの提出問題について

5 その他の会議

(1) 系統町村会等開催会議

- | | |
|----------|---|
| 1月 9日 | 本会会計監査 |
| 29日 | 全国町村会常任理事会、(財)全国自治協会理事会・災害共済委員会、全国町村職員生活協同組合理事会、全国理事会・全国町村職員生活協同組合総代会、(財)全国自治協会評議員会 |
| 〃 | 四国四県町村会長・副会長等意見交換会 |
| 30日 | 全国町村会定期総会 |
| 4月16日 | 都道府県町村会事務局長会議 |
| 16日~17日 | 都道府県町村会事務局長研修会 |
| 22日 | 全国町村会常任理事会、(財)全国自治協会理事会、全国町村職員生活協同組合理事会 |
| 5月11日 | 四国四県町村会会長事務局長会議 |
| 21日 | 災害共済関係事業事務研修打合会 |
| 28日 | 全国町村会政調幹事・災害共済幹事合同会議 |
| 〃 | 全国町村会政調幹事会(部会) |
| 6月18日 | 全国町村会政務調査会 |
| 19日 | 全国町村会常任理事会、(財)全国自治協会理事会、全国町村職員生活協同組合理事会 |
| 7月 1日 | 全国町村会政調幹事・災害共済幹事合同会議 |
| 2日 | (財)全国自治協会評議委員会、全国町村会常任理事会、(財)全国自治協会理事会・災害共済委員会、全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会理事会、全国町村職員生活協同組合総代会 |
| 29日 | 全国町村会常任理事会、(財)全国自治協会理事会・災害共済委員会、全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会理事会、全国町村職員生活協同組合総代会 |
| 30日 | 全国町村会臨時総会 |
| 8月 6日 | 全国町村会政務調査会(三部会合同会議) |
| 11日 | 全国町村会常任理事会、全国町村会臨時総会 |
| 24日 | 四国四県町村会事務局長会議 |
| 9月 3日~4日 | 災害共済関係事業加入推進会議 |
| 9日 | 都道府県災害共済支部主任会議・都道府県町村会事務局長会議 |
| 10日 | 四国四県町村会事務局長会議、全国町村会常任理事会、(財)全国自治協会理事会・災害共済委員会、全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会政務調査会・常任理事会合同会議、全国町村会理事会 |
| 10月 1日 | 四国四県町村長大会・同運営協議会 |
| 23日 | 全国町村会常任理事会、(財)全国自治協会理事会・災害共済委員会、全国町村職員生活協同組合理事会、政務調査会 |
| 29日 | 中国四国各県町村会災害共済事務連絡会議 |

- 11月 6日 平成21年度災害共済関係事業の加入推進運動等実施に伴う事務打合会
- 17日 全国町村会常任理事会、(財)全国自治協会理事会・災害共済委員会・全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会理事会・全国町村長大会運営委員会・全国町村職員生活協同組合総代会、地方分権推進全国会議
- 18日 全国町村長大会
- 12月 9日 全国町村会政調幹事・災害共済幹事合同会議、都道府県町村会事務局長会議
- 10日 全国町村会常任理事会、(財)全国自治協会理事会・災害共済委員会、全国町村職員生活協同組合理事会
- 15日 四国四県町村会事務連絡会議

(2) 各種関係会議

- 1月25日 平成20年度愛媛県戦没者遺族大会
- 2月 2日 西日本建設業保証(株)平成21年保証事業審議会
- 3日 愛媛県社会福祉協議会第173回理事会
- 13日 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部運営会議
- 17日 愛媛県町村議会議長会第60回定期総会
- 〃 愛媛県町村監査委員協議会第9回定期総会
- 25日 愛媛県農業会議2月定例常任会議員会議
- 〃 平成21年愛媛県後期高齢者医療広域連合第1回定例会
- 〃 人事試験に関する講習会
- 3月 6日 愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会
- 11日 愛媛県暴力追放推進センター第2回理事会・評議員会
- 12日 愛媛県総合保健協会第22回理事会・評議員会
- 17日 愛媛の森林基金第2回理事会
- 19日 愛媛県医療審議会
- 20日 自由民主党愛媛県支部連合会第53回定期大会
- 24日 愛媛県消防協会評議員会
- 25日 愛媛県農業会議第93回通常総会・3月定例常任会議員会議
- 4月15日 玉春日関引退披露大相撲第3回実行委員会
- 〃 平成21年度愛媛県プロスポーツ地域振興協議会総会
- 16日 内外情勢調査会松山支部懇談会
- 18日 新過疎法の制定実現をめざす愛媛県総決起大会
- 23日 平成21年度愛媛県社会人スポーツ推進協議会常任委員会・総会
- 24日 愛媛県浄化槽管理センター第162回理事会
- 28日 愛媛県人権対策協議会第49回定期大会
- 5月 8日 愛媛県人権教育協議会第42回定期総会
- 12日 平成21年度愛媛県消防協会評議員会

14日	平成21年度愛媛県県民総合文化祭実行委員会
15日	愛媛県水防協議会
20日	平成21年度愛媛県消防大会
〃	愛媛県暴力追放推進センター平成21年度理事会
22日	平成21年度愛媛県統計協会役員会及び総会
23日	愛媛県浄化槽管理センター第163回理事会・式典
26日	日本アグリビジネスセンター理事会
27日	愛媛県信用保証協会平成21年度第1回理事会
28日	内外情勢調査会松山支部懇談会
〃	愛媛県農業信用基金協会監査
6月 5日	第48回交通安全県民大会
8日	第2回四国圏広域地方計画協議会・四国地方の社会資本整備戦略 会議合同会議
9日	日本赤十字社愛媛県支部評議員会
11日	松山空港利用促進協議会総会
15日	愛媛県行政改革・地方分権推進委員会
17日	愛媛県農業信用基金協会第1回理事会
24日	愛媛県物産協会理事会
25日	愛媛県総合保健協会第23回理事会
26日	愛媛県農業会議6月定例常任会議員会議
7月 6日	愛媛県後期高齢者医療広域連合臨時会
8日	えひめ国体強化推進委員会
8月 7日	愛媛県保健医療対策協議会
28日	「創ろう！シルバーセーフティ愛媛」推進会議
9月 1日	愛媛県信用保証協会第2回理事会
9日	愛媛県森林そ生緊急対策協議会設立総会
28日	愛媛県農業会議9月定例常任会議員会議
10月 1日	地方行財政講習会
3日	日赤愛媛県支部創設120周年記念大会
15日	愛媛県連合戸籍事務協議会総会
16日	交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部全体会議
28日	愛媛県農業会議10月定例常任会議員会議
〃	愛媛県社会福祉大会
29日	人権のまちづくり対策基本法・人権侵害救済法の早期制定を求め る愛媛中央集会
11月 4日	愛媛県保健医療対策協議会
6日	えひめ国体特別強化推進委員会
10日	愛媛県消防協会理事会
14日	「くらし・ふるさと再生シンポジウムー市町村合併・経済危機から 地域循環型の経済へー」

- 12月 1日 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会定例会
6日 第29回障害者福祉推進愛媛県大会
7日 内外情勢調査会松山支部懇談会
21日 愛媛県農業会議12月定例常任議員会議

(3) 式典等

- 1月 5日 2009年年賀交歓会
6日 愛媛県人権対策協議会平成21年年賀交歓会
2月 8日 「ふるさとCM大賞えひめ」表彰式
12日 第42回南海放送賞表彰式
4月17日 「良寛墨宝展」開展式
22日 第26回ふるさと振興賞顕彰式
29日 しまなみ海道10周年記念式典
7月26日 第15回全国「かまぼこ板の絵」展覧会表彰式
8月15日 愛媛県戦没者追悼式
11月 3日 平成21年度愛媛県功労賞授賞式
〃 平成21年度愛媛県教育文化賞授賞式
28日 県民総合文化祭「えひめ産業文化まつり」「えひめ生涯学習まつり」オープニングセレモニー

◎ 要望等

1 要 望（陳情）

・ 8月13日 衆議院議員選挙政党マニフェストにかかる申し入れ

この申し入れは、「全国町村会臨時総会」において協議された「自由民主党政権公約に対する意見」、「民主党マニフェストに対する意見」を各県連支部にも要請することとなったもので、白石会長が面談等により要請を行った。

自由民主党政権公約に対する意見

全国の町村の多くは、農山漁村にあり、食料の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など国民の生活にとってはもとより、伝統や文化の継承などにより心の拠りどころとして国民の幸せのためにも大きな役割を担ってきた。

平成の合併に町村は激減したが、個性溢れる豊かな地域社会を実現するためには、国土の多彩な姿に見合った多様な基礎自治体が、それぞれの地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開することが不可欠である。

しかしながら、町村の懸命な取り組みにもかかわらず、財政状況の悪化、急激な少子高齢化等により、町村は危機的な状況にある。

今般、自由民主党の政権公約が発表されたが、我々町村長は、貴党が自治体行政の実態と地域間格差の現状を直視し、この国の活力の源泉であるかけがえのない農山村の価値を守ることを政権公約に反映させ、真に国民の負託に応えうる政権運営を目指すべきであると考えている。

よって、下記事項について強く申し入れる。

記

1. 地方自治に関すること

- (1) いかなる形であれ、合併を強制・誘導しないこと
- (2) 道州制には断固反対する
- (3) 地方分権を推進し、基礎自治体の裁量権を拡大すること

2. 地方税財源に関すること

- (1) 円滑な行財政運営に資するため、新たな政策について、実施時期、財政措置を明らかにすること
- (2) 地方が担うべき事務を地方の責任によって行えるよう、地方消費税の拡充により、国税と地方税の税源配分を5：5とすること
- (3) 三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税を直ちに復元・増額すること
- (4) 地域活性化に資する「公共投資臨時交付金」と「交付税特別枠（医療・少子化対策等）」を継続すること

3. 医療、過疎、農林漁業に関すること

- (1) 後期高齢者医療制度の見直しについては、町村の意見を尊重

- し、現場に混乱を招かぬよう行うこと
- (2) 新過疎法制定に向けた取り組みが明確にされたが、より充実した内容として、間伐等過疎債の対象事業拡大やソフト事業のための基金創設を支援すること
- (3) 農林漁業の再生・活性化、所得補償制度の確立及び食料・木材自給率の向上を確実に実現する道筋を明確にすること

民主党マニフェストに対する意見

全国の町村の多くは、農山漁村地域にあり、食料の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など国民の生活にとってはもとより、伝統や文化の継承などにより心の拠りどころとして国民の幸せのためにも大きな役割を担ってきた。

平成の合併により町村は激減したが、個性溢れる豊かな地域社会を実現するためには国土の多彩な姿に見合った多様な基礎自治体が、それぞれの地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開することが不可欠である。

しかしながら、町村の懸命な取り組みにもかかわらず、財政状況の悪化、急激な少子高齢化等により、町村は危機的な状況にある。

今般、民主党のマニフェストが公表されたが、我々町村長は、貴党が自治体行政の実態と地域間格差の現状を直視し、この国の活力の源泉であるかけがえのない農山村の価値を守ることを政権公約に反映させ、真に国民の負託に応えうる政権運営を目指すべきであると考える。

よって、下記事項について強く申し入れる。

記

1. 地方自治に関すること

- (1) いかなる形であれ、合併を強制・誘導しないこと
- (2) 道州制等、強制合併に繋がるどのような制度も導入しないこと
- (3) 国と地方の協議の場を法制化すること
- (4) 地方分権を推進し、基礎自治体の裁量権を拡大すること

2. 地方税財源に関すること

- (1) 平成21年度補正予算の凍結などにより、地方公共団体の行財政運営を混乱させないこと
- (2) 三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税を直ちに復元・増額するとともに地方消費税拡充の方針を明確にすること
- (3) 国・地方の財政再建の目標・手法を明らかにし、財源不足を解消するための地方税財源の強化策を具体的に示すこと
- (4) 自動車関係諸税の暫定税率分を維持し、地方の貴重な自主財源を守ること
- (5) 「一括交付金」については、地方公共団体の十分な理解が得られるよう配分基準を示すこと

3. 農林漁業に関すること

- (1) 衰退する農林漁業の実態を踏まえ、個別所得補償制度について、町村に負担させることのない具体策を示すこと
 - (2) 農産物輸入を激増させる日米自由貿易協定（F T A）の締結は行わないこと
4. 医療、基盤整備、過疎に関すること
- (1) 後期高齢者医療制度は、その根幹を維持すること
 - (2) 疲弊した地域経済の状況を踏まえ、災害防止事業、生活道路等必要な事業量を確保し、遅れている基盤整備を進めること
 - (3) 過疎地域の果たす役割を正當に評価し、危機的状況にある過疎地域の自然と国土を守るため、「新たな過疎対策法」の制定に取り組むこと

・ 9月24日 新政権に対する緊急要望

この要望は、新政権に交代したことに伴い、各市町の行政運営に影響が生じないよう、愛媛県市長会とともに運動したもので、白石会長と上村副会長が面談により民主党県連へ緊急要望を行った。

新政権に対する緊急要望

第45回衆議院議員選挙の結果を受けて、この度、民主党を中心とした鳩山新政権が発足したが、「地域主権」の確立を掲げ、基礎自治体を重視するという政治姿勢に大いに期待している。

今後の新政権においては、地方の意見に真摯に応え、地方との十分な連携のもと、政府と地方が対等の立場で政策立案や執行に意見を反映できる体制を早期に構築し、市町が自主的に権限を行使し、安定的な行政運営が可能となるよう強く求める。

愛媛県町村会としては、新政権において政治が停滞することなく、住民生活の安定や地域経済の活性化施策等の推進に全力で取り組まれることを強く要望するとともに、下記事項の実現について要請する。

併せて、民主党愛媛県総支部連合会におかれては、平成の合併を受けて県内の市町数は20市町となったが、合併後の市町の動きをしっかりと受け止め、国及び党本部での協議等においては、本県の実情に沿った行財政の推進が実現できるよう尽力願いたい。

記

- 1 今年度予算（補正予算）の執行については、国が一方的に決定することなく、地方との十分な協議を行い、継続的な予算措置を講ずること。
- 2 政策の激変により、住民生活の混乱を招くことのないよう、また、地方自治体に負担増を強いることのないよう適切に措置すること。
- 3 来年度以降の予算編成においても、地方自治体の財政運営に支障をきたすことのないよう十分な財政措置を講ずること。

平成21年9月25日

愛媛県町村会

会長 白石勝也

・ 11月24日 「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

この要望は、「愛媛地方税滞納整理機構」に対する補助金（平成21年度まで）、県職員の派遣（平成20年度まで）に伴い、今後とも県・市町が連携して、市町税・個人県民税等の徴収率向上に万全を期して、同機構の安定運営にとって、県の補助金及び管理職員の派遣は欠かせないことから、本会及び県市長会との連名により、県知事等に対し面談等により要望を行った

「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

県内の地方自治振興につきましては、平素から特段の御配慮を賜り、衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、愛媛地方税滞納整理機構は、県内全市町で構成する一部事務組合として平成18年4月1日に設立され、県ご当局の積極的な支援等により、県内の市町税・個人県民税等の徴収に多大な成果を上げております。併せて、滞納整理機構設立により、納税環境の整備が図られ、税の公平性の確保と財政難に苦慮する県内市町の財政健全化にも寄与しているところでございます。

また、機構の業務展開により、機構設立効果額は機構設立後3年で44億3千8百万円余の成果を上げております。しかし、市町税・個人県民税等の対応額は依然として多額であり、今後とも県・市町が連携して徴収率向上に万全を期するためには、次年度以降も引き続き機構への支援に関しまして県ご当局のご配慮をお願いするものであります。

つきましては、機構の安定的運営にとりまして、県の補助金及び管理職員の派遣は欠かせないものと考え、愛媛県市長会、愛媛県町村会の総意により強く要望します。

平成21年11月24日

愛媛県市長会長

佐々木

龍

愛媛県町村会長

白石

勝也

・ 11月17日 地方財政確立・分権改革推進に関する決議

この要望は、11月17日開催の地方自治確立対策協議会（地方6団体で組織）、地方分権推進連盟の主催で開催された「地方分権改革推進全国大会」（於 東京都千代田区「東京国際フォーラム」）において採択された、アピール文「地域主権の確立と地方の自立・再生に向けて」等より、要請活動を行っているもので、白石会長は本県選出国會議員へ面談等により要望を行った。

地域主権の確立と地方の自立・再生に向けて

鳩山内閣は、「地域のことは、地域が決める」として「活気に満ちた地域社会」をつくるべく「地域主権」を確立し、その第一歩として地方の自主財源を増やし、「自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする」としている。

我々自治体は、これに積極的に呼応し真の地方分権を進め、地方の自立と再生を実現し、住民一人ひとりが地域社会に誇りと愛着を持つことができる新しい日本の創造を目指すものである。

特に、経済・雇用対策、環境対策、医療・福祉・教育の充実、農林水産業の振興等により地域社会を再生し、国民・住民の将来不安を払拭することは待ったなしの喫緊の課題である。

このためには、国、地方の関係を真に対等・協力の関係に改め、積極的かつ責任ある意見交換と緊密な連携・協働の下に、政策の効果を最大限に発揮させることに全力を傾注していかなければならない。

こうした認識と地方の自立・再生への決意の下、我々地方六団体は政府に次の点を強く求め、必ず実現したい。

第一は、国と地方の役割の抜本の見直しと地方への大胆な権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等の実現を通じた自治立法権・自治行政権の確立である。

第二は、地方交付税の復元・増額や税源委譲・地方消費税の充実・地方環境税の創設等による地方税財政基盤の強化を通じた自治財政権の確立である。

これらに裏打ちされた「地方政府」の確立のため、我々地方六団体は、国民・住民の理解と協力を得ながら、新しい活力に溢れた日本の創造に取り組んでいく。

平成21年11月17日

地方六団体

全 国 知 事 会 会 長	麻 生	渡
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会 会 長	金 子	万 寿 夫
全 国 市 長 会 会 長	森	民 夫
全 国 市 議 会 議 長 会 会 長	五 本	幸 正
全 国 町 村 会 会 長	山 本	文 男
全 国 町 村 議 会 議 長 会 会 長	野 村	弘

・ 11月18日 四国四県町村長大会決議事項の実現方要望

10月10日高知市で開催された「四国四県町村長大会」の決議事項の処理については、関係方面へ文書をもって要望するとともに四県会長が上京の機会にそれぞれ強力に要望することとなったため、本県選出国會議員に面談等により実現方を要望した。

[要望書提出先]

- 政 府＝内閣総理大臣、内閣官房長官、関係大臣、同副大臣・政務官・
事務次官、関係省庁官房長、局長、次長、部長、出先機関の長
国 会＝衆参両院議長、同副議長、衆議院関係委員会委員長、参議院関
係委員会委員長、
政 党＝自由民主党（総裁、幹事長、総務会長、政務調査会長）、公明
党（代表、幹事長、政務調査会長）、民主党（代表、幹事長、政
策調査会長）、日本共産党（幹部会委員長、書記局長）社会民主
党（党首、幹事長）、国民新党（代表、幹事長）、新党日本（代
表）
そ の 他＝地方制度調査会会長、地方分権改革推進委員会会長、全国町村
会長、四国四県知事、同県議会議長、同主管部長・課長

平成21年11月18日

殿

四国四県町村長大会

高知県町村会長 吉 岡 珍 正 ㊟
徳島県町村会長 広 瀬 憲 発 ㊟
香川県町村会長 小 國 宏 ㊟
愛媛県町村会長 白 石 勝 也 ㊟

四国四県町村長大会決議事項の実現方について（要望）

平素は、地方自治の振興発展のため格別の御指導、御協力を賜り
深謝申し上げます。

さて、さる10月1日高知市において四国四県町村長大会を開催し、
満場一致をもって別紙のとおり決議いたしましたので、これが実現
について格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

1 地方分権改革の推進と地方財政基盤の充実・強化について
（要 旨）

政府の地方分権改革推進委員会から、「義務付け・枠付けの廃止、
緩和」に関する「第3次勧告」が近く出される予定であるが、これ
までの勧告の内容や勧告に対する政府の対応は、十分とはいえず、
真の地方分権改革に向けた取り組みが強く求められる。

分権改革は、地方分権改革推進法に規定されているように「自治
体の自主性及び自立性を高めることによって、自治体が自らの判断
と責任において、行政を運営することを促進し、もって個性豊かで
活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として」行われるべ
きものであり、そのためには、国と地方の二重行政の解消や国の
規制・関与の縮小とともに自治体の税財源の充実強化を図ることが

何よりも重要である。

特に、自主財源の乏しい四国の町村は、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減等により財政状況は一層厳しさを増す一方で、乏しい財源の多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないことや、財源を地方交付税で措置するとした新たな事務事業の義務付けや施策誘導が行われたため町村財政が極めて逼迫している。

さらには、景気の急激な悪化により、地方税の大幅な減収が見込まれている。

こうした中、四国の町村においては、農林漁業の振興をはじめ地域経済の活性化や少子・高齢社会への対応、南海地震対策をはじめとする防災対策や各種社会資本の整備など重要な課題を有し、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務となっている。

よって、国は真の地方分権改革の実現と町村の財政基盤の充実・強化を図るため、下記事項について、格別の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

記

1 地方分権改革の推進について

- (1) 国と地方の役割分担の見直しとそれに基づく権限・事務の移譲及び税財源の再配分については、町村の意見を十分に踏まえ一体的に進めること。
- (2) 地方分権改革推進委員会のこれまでの勧告を踏まえ、国による過剰関与、義務付けの廃止・縮小による行政の簡素化、国と地方の二重行政の解消を図ること。
- (3) 都道府県から市町村への権限移譲事務については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。
- (4) 市町村合併をいかなる形であれ強制・誘導しないこと並びに道州制等強制合併に繋がるどのような制度も導入しないこと。

2 町村税源の充実強化について

- (1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する地方自治の基礎を支えるものであり、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目途とするとともに、偏在性の少ない安定的な税体系の構築に向け、次により、その充実強化を図ること。
 - ア 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税を充実強化すること。
 - イ 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。
- (2) 自動車関連諸税の暫定税率を維持し、地方の貴重な自主財源を確保すること。

3 地方交付税の充実強化について

- (1) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」に変更すること。また、国の一般会計を経由せず地方交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。
- (2) 地方交付税の総額を復元・増額し、住民本位の地域づくりが可能となるよう、地方交付税の財源調整・財源保障機能を堅持すること。
- (3) 「頑張る地方応援プログラム」の財源については、地方交付税本来の財源保障・調整機能を損なわないよう別途確保すること。
- (4) 新たな事務事業の義務付けや施策誘導について、交付税措置を行う場合には、他の経費の単位費用の削減等など全体の交付税の圧縮を行うことなく、交付税額を増額すること。
また、交付税の算入額も市町村の負担に見合った額とすること。
- (5) 地方交付税制度について検討する場合は町村の意見を十分踏まえるとともに面積要素も加味するなど配分基準を是正すること。

4 経済危機対応等特別措置について

平成21年度の補正予算により、新たに創設された「地域活性化・公共投資臨時交付金」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」については、臨時的な対応とするのではなく、地域経済の再生のため安定的・恒久的対策として継続実施することとし、地方の財政需要に盛り込むこと。

5 地方債の充実改善について

- (1) 地方債資金について、長期低利の良質な資金を安定的に確保するとともに、平成19年度から21年度の間で実施されている支払利率の高い既発の地方債の繰上償還については、22年度以降も条件を緩和して、交際費負担の更なる軽減を図ること。
- (2) 平成22年4月以降について、新たな過疎対策法を制定し、「過疎対策事業費」の所要額を確保すること。

2 保健・医療行政の充実強化について

(要 旨)

医師不足や急速な高齢化の進展、人口の減少並びに疾病構造の変化、保健・医療サービスに対する住民ニーズの多様化などにより、保健・医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。

特に、四国の町村においては、医師の不足とともに高齢化が全国を大きく上回って進行している。

このような保健・医療を取り巻く環境の変化に即し、住民ができる限り住み慣れた地域・家庭で、いつでも安心して適切な保健・医

師偏在への対応策など適切な保健・医療の環境づくりが必要である。

このような社会環境を踏まえ、地域のための保健・医療対策を推進する必要がある。

については、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地方における医師不足等について

(1) 医学部の定員増等医師の確保・増員を早急に実施すること。

(2) 産婦人科医・小児科医をはじめとする医師不足が深刻化している診療科について、科別の定員の設定、医師の斡旋・調整を行うなど、早急に医師確保対策を講じること。

特に、産科、小児科は女性医師の割合が高いことから、女性医師が働きやすい環境整備の充実を図ること。

(3) 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、臨床研修終了後、一定期間過疎地域等へ勤務することを義務付けるとともに臨床研修病院の定員の見直しを行うなど具体的な方策を講じること。

(4) 病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境を整備すること。

(5) 看護職員の養成をはかるとともに、診療報酬改定に伴う看護職員の地域偏在について、早急に改善策を講じること。

2 自治体病院及び診療所に対する支援について

(1) 自治体病院及び自治体の運営する診療所について、積極的な財政支援を行うこと。

(2) 医師確保及び看護職員の配置基準にかかる診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置を講じるとともに、不採算部門を抱える自治体病院に対し、財政支援を充実すること。

3 へき地中山間地域医療の充実・確保について

(1) 医師不足地域に対する医師派遣システムを構築すること。

(2) 病院の再編・ネットワーク化等医療連携体制を整備すること。

(3) 第10次へき地保健医療計画の実施に当たっては、国において、総合的な対策を講じること。

4 救急医療体制の体系的な整備を推進すること。

5 国民健康保険及び介護保険について

(1) 国民皆保険を維持し、市町村国保を持続可能な制度とするためには、国を保険者として統一的な運営を行うこと。

(2) 国を保険者とすることが実現しない場合にあっては、国民健康保険財政の安定と保険料平準化を推進するため後期高齢者医療広域連合のような広域で対応する体制への移行等の推進を図ること。

6 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度については、制度の名称や保険料の負担、年金天引き制度の選択制など開始後、途中で特別な対策を実施したため、混乱や事務が煩雑になっている。

国民の理解が得られる制度とすることは当然であるが、単に制度を廃止してしまうのではなく、根幹は維持しつつ、必要な見直しを行い、より良い制度とすべきである。大幅な見直しや廃止をされる場合にあっても、結果として、自治体の財政負担や事務の増加を招くことのないよう国の責任において、万全の措置を講じること。

また、制度改正に伴う事務経費や電算システム経費等については、国の責任において行うこと。

7 介護療養型医療施設の存続について

平成23年度末をもって、介護療養型医療施設を廃止するとされているが、山間部やへき地、離島などの診療所では、住民のニーズにより、療養型の入院患者が多く、特別養護老人ホームの現状を鑑みると、住民の多くは地元での介護療養を希望しているといわざるを得ない。

加えて、この改正が行われると、診療所の維持も困難となり、へき地医療が成り立たなくなることが懸念されるので、介護療養型医療施設の病床の存続について、強く要望する。

3 農業・林業・水産業対策の推進について

(要 旨)

農業・林業・水産業を取り巻く環境は、過疎化・高齢化による担い手の減少や国際化の一層の進展、また燃料はじめ飼料・肥料など生産資材価格の高騰による影響は重大で危機的状況にある。

四国地方の農業は、比較的農地面積は小さいものの、米、野菜、果樹、花き、畜産など、地域の特性を生かし自立的な経営の確立に向けて努力しているが、担い手の減少や耕作放棄地の増加等により、極めて厳しい状況にある。

林業では、四国は山林面積の比率が高く、スギやヒノキなど良質な木材を産出してきたが、長期的な木材需要の伸び悩み等による木材価格の低迷に起因し、森林所有者の施業意欲の低下による放置林の増大等により山林が荒廃するなど厳しい状況にある。

また、水産業は、遠洋漁業や内海漁業、養殖漁業を展開してきたが、水産資源の減少や漁業生産構造のぜい弱化、老朽化した漁港施設の補修及び改修など、深刻な局面にある。

加えて、サブプライムローンに端を発した景気の急速な悪化と、異常気象等による長雨・日照不足により農作物の被害が続いており、一層厳しい状況にある。

これら農業・林業・水産業を主産業とする四国地方の町村にとってその影響は極めて大きく、地域の再生のためには農山漁村の活性化は喫緊の課題である。

併せて、我が国食料自給率は41%と先進国の中では最も低い状況

にあり、近い将来には世界的な食糧危機が懸念されており、地球温暖化、水資源の確保、国土の保全や地域の振興等の視点に立って、農業・林業・水産業の持続・発展を図ることは極めて重要である。ついで、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 1 農山漁村の実態を踏まえ、その再生・活性化に向けた基本政策を確立し、実効ある施策を講ずること。
- 2 衰退する農林漁業の実態を踏まえ、戸別所得補償制度に要する財源を明確にするとともに、町村に負担させることのないよう具体策を示すこと。
- 3 農産物輸入を激増させる日米自由貿易協定（F T A）の締結は行わないこと。
- 4 米の消費拡大を図るとともに、新たな需要の拡大として、飼料用米や米粉の利用を積極的に促進するなど、米の価格維持と米の生産供給増を可能とする施策への転換を図ること。
- 5 団塊の世代の新規就農など地域の農林水産業を担う多様な人材の確保・育成に向けた施策の充実・強化を図ること。
- 6 地域の実情に沿った小規模補助制度の創設や補助率の充実を図ること。
- 7 燃料をはじめ、飼料や肥料など、生産資材価格の高騰による農業・林業・水産業経営に与える影響を緩和する仕組みなどの措置を講ずること。
- 8 中山間地域等直接支払制度は、農業生産の継続や多面的な機能確保のため、制度要件の弾力化や事務負担軽減などの見直し及び平成22年度以降も継続すること。
- 9 野生鳥獣害対策については、新たに制定された「鳥獣害被害防止特措法」に基づき実施することとされているが、町村にとって、活用しやすく実効性の上がる制度となるよう改善すること。
- 10 森林・林業施策の推進について、次の措置を講ずること。
 - (1) 森林整備に対する新たな税財源の確保
 - (2) 国産材の安定供給体制の確立と国内需要の拡大
 - (3) 森林整備事業及び間伐補助制度の拡充
 - (4) 緑の担い手対策事業の対象期間の延長
 - (5) 間伐面積、搬出材積に応じて交付する市町村森林整備交付金制度の創設
 - (6) バイオマスエネルギー利用の実用化技術の早期開発と施設整備等への支援
- 11 水産業対策の推進について
 - (1) 労働環境の改善、漁業技術の改善など新規就業希望者に対する障害と不安の解消
 - (2) 資源管理対策の強化と操業秩序の確立
 - (3) 活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進
 - (4) 老朽化した漁港施設の補修・改修に伴う補助採択要件の緩和

和

(5) 漁場・沿岸環境保全対策の推進

(6) 水産試験研究機関の充実等

① 資源の確保と育成に資する水産試験場等の増設と充実

② 「栄養不足」及び「自然環境の変化等」に対応した研究所の設立

4 交通基盤整備の促進について

(要 旨)

四国地方は、高速道路をはじめとする幹線道路の整備が遅れており、交通基盤の整備状況が極めて低く、他地域に比べかなりの格差が生じている。

自立する四国を目指し、産業の振興、命の道の確保など個性ある四国地域の発展のためには、高速交通ネットワークの早期整備が求められており、特に、南海地震等の災害時の緊急輸送道路の確保の面からも、四国8の字ネットワークをはじめとする高規格幹線道路網等の早急な整備は喫緊の課題である。

また、地方公共交通においては、高齢化や人口減少が進展する中で、高齢者や子どもたちの生活を支える公共交通の必要性は高まっており、特に過疎・高齢化が進む中山間地域においては、生活の基盤となる公共交通が確保できないと住民生活に重大な支障が生じるとともに人口流出を呼ぶことも懸念され、このことは国土保全上も大きな問題となる。

については、安全・安心を守るために最も基礎となる「命の道」さえ十分に確保されていない実情を強く認識し、四国四県にとって真に必要な道路整備を計画的かつ着実に進めるため下記事項の実現を要望する。

記

- 1 自動車関連諸税の暫定税率分を維持し、地方の貴重な自主財源を守ること。
- 2 地域活性化や安全・安心な生活に不可欠な道路整備を着実に実施できるよう新たに創設された地域活力基盤創造交付金を含め、これまで以上に地方財源の充実確保を図ること。
- 3 四国地方の活性化に必要不可欠で、かつ緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワーク及び地域高規格道路に指定されている幹線道路については、国の責任において着実に整備を進めること。
- 4 遅れている四国地方の国道・県道・市町村道・生活道については、地域の実情に即し、均衡ある道路網として整備を推進すること。
- 5 地域交通施策の推進について
 - (1) 広域的、基幹的な地方バス路線等の公共交通機関については、赤字路線を多く抱える町村部の実情に鑑み、その維持について適切な措置を講じるとともに、町村が実施する自主運

行路線等に対し、適切な財政措置を講ずること。

(2) 離島航路・島嶼部航路は、住民の生活の安定と地域振興を図るため最も重要な役割を果たしているが、極めて厳しい経営状況にある。

国道や高速道路料金の無料化施策等と十分、均衡を図り、24時間運航や航路の維持、運賃の軽減が図れるよう、財政支援措置を講ずること。

5 地震・災害対策の推進について

(要 旨)

四国地方では、今世紀前半にも東南海・南海地震の発生が懸念され甚大な被害が予想されているところであり、平成18年12月には「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき4県全域の市町村が地震防災対策推進地域の指定を受けたところである。

現在、町村においては、地震防災対策上緊急を要する施設の整備をはじめとする地震防災対策を定めた「推進計画」に基づき、また、一定の津波浸水が予想される地域に存する特定の事業者においては、津波からの円滑な避難の確保等を定めた「対策計画」に基づき、重点的な取り組みを進めているが、今後は、官民一体となってさらに実効性のある地震防災対策の推進に努めていかななくてはならない。

また、地球規模の気候変動により、近年、台風や異常豪雨の発生は増加傾向にあることから、高潮・水害・土砂災害の発生が今後さらに増加する恐れがある。

四国地方では、平成16年、17年と相次ぐ台風の襲来や集中豪雨などによる激甚な水害等により、未曾有の被害が発生した。

本年7月には、中国・九州北部豪雨により、8月には、台風9号接近に伴う記録的な豪雨により、四国をはじめ西日本各地で土砂崩れや川の増水が発生し、尊い人命が失われ、家屋が消失するなど、多大な被害を及ぼしたところである。

こうしたことから、国においては、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の次項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき指定された東南海・南海地震防災対策推進地域においては、東海地震並みの特別の財政上の措置を講じること。

また、公立小中学校施設等の耐震化についてIs値（構造耐震指標）0.3以上の施設について、Is値0.3未満と同様に算定割合の嵩上げを行うとともに、財政上の特例措置の拡大（起債充当率、交付税算入率）について、災害普及並みとするよう、財政支援措置の拡充を図ること。

なお、地震防災対策特別措置法の改正に基づく財政上の特別措置については、平成23年度以降も継続すること。

- 2 震災に強いまちづくりのため、各種公共施設の耐震性の向上、津波対策として海岸保全施設・津波避難施設の整備、緊急輸送路確保のための道路・橋梁・耐震強化岸壁等の港湾の整備や土砂災害からの保全、特に命の道としての「四国8の字ネットワーク」の整備促進等、総合的かつ計画的な施設整備の実施を図るため、予算の重点配分を行うこと。
- 3 四国地域全域の地震及び津波の調査・観測・伝達体制の強化を図ること。特に、四国沖から紀伊半島沖にかけての南海トラフ及び伊予灘、日向灘周辺においては、東海地震並みの調査・観測・伝達体制を早急に整備すること。
- 4 今後さらに増加するであろう風水害等の自然災害に備え、安全で安心できる生活環境を守るための治山・砂防事業、治水事業及び海岸事業などの社会資本整備を早急に行うこと。
- 5 中山間地域等における孤立化対策として、通信手段の確保やヘリコプター駐機スペースの確保などについて、事業を実施する自治体に対して、補助制度を創設するなど、財政支援を図ること。
- 6 防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備等については、適切な措置を講じること。

6 過疎地域の総合的な振興対策について

(要 旨)

過疎地域は、農地、森林等の資源を多く有し、安心・安全な食料の供給、水やエネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支え、健全な国土の形成に寄与している。また、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらし、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、都市と過疎地域は、ともに支え合う「共生・互惠」の関係にある。

しかし、過疎地域の現状をみると、若年層の流出や少子高齢化の進行による人口の減少、集落機能が低下した小規模・高齢化集落の増加、農林水産業の不振、公共事業の減少などによる地域の産業の活力の低下に加え、医師不足、生活交通問題、耕作放棄地の増加など新たな問題も発生している。

このような状況が進行すると、地域社会の崩壊ばかりでなく、ひいては国の崩壊にもつながりかねない。

よって、過疎地域が有する公益的機能の維持や地域の持続的発展が図られるよう、下記事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 過疎地域の振興は、国民的な合意形成の下、国家的な課題として取り組む必要があり、より実効性のある過疎対策が展開で

きるよう新たな過疎対策法を制定すること。

また、法律案の検討にあたっては、最大限、過疎地域の実情と意見を反映した内容とすること。

- 2 食糧自給率の向上や安全性の確保、集落の活性化のため、過疎地域における基幹産業としての農林水産業の再生、振興が極めて重要であることから、次代を担う意欲ある後継者、担い手の育成・確保に向けた関連施策の充実・強化を図ること。
- 3 安定的な雇用機会の確保を可能とする、地域の資源を活かした産業の創出及び企業進出・起業にかかる助成措置の拡充強化を図ること。

7 全国森林環境税の創設について

(要 旨)

近年、森林のもつ、地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心、期待は大きなものとなっている。

また、低炭素社会の実現が世界的なテーマとなる中、京都議定書における我が国の温室効果ガス削減約束6%の達成に向け、森林吸収源対策の加速化が不可欠となっている。

しかしながら、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など、林業を取り巻く環境は、依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・少子高齢化が進行している。

こうした中、山村地域の市町村は、森林の整備・保全や担い手の確保・定住対策、森林循環資源の有効利用促進等、森林・林業及びこれらを支える山村の活性化に懸命に取り組んでいる。

現下の雇用・経済情勢を踏まえ、臨時的な経済対策が講じられているものの、危機的な市町村財政の状況から、恒久的・安定的な財源は大幅に不足している。

よって、森林の整備・保全等を担う市町村の財源の強化は目下の急務であり、下記の制度創設について強く要望する。

記

- 1 森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、二酸化炭素排出源等を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」(国税)を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。
- 2 環境省が求める環境税等を導入する場合は、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進するための新たな税財源制度を創設すること。

8 水資源対策の充実強化について

(要 旨)

四国地方は、急峻な地形条件と瀬戸内海独特の気候による少雨などから、度々渇水に見舞われており、水資源の安定確保が重要な課題となっている。

平成6年夏から7年にかけての西日本を中心とする異常渇水は、四国の水がめである早明浦ダムの貯水率が、0%となり、断水が行われるなど各地において生活用水、工業用水等の不足を招き、国民生活等に重大な影響を及ぼしたところである。

特に、近年は、地球温暖化による降雨の極端化などにより、四国地方では、毎年のように厳しい渇水に見舞われ、利水者・市町村・県・国等が一体となって、自主節水や渇水調整など被害の軽減に券面に取り組んでいるところである。

本年も5月の降雨量が過疎最小となったため、国の直轄管理の6水系で渇水調整協議会が開催されるなど、四国の全域で渇水に見舞われたところである。

本年4月には、那賀川水系の長安口ダム・小見野々ダムが取水制限を開始し、5月には吉野川・物部川・仁淀川・鏡川の4水系の6ダム、6月には、吉野川・重信川の2水系の2ダムが取水制限を開始している。

特に、肱川水系の鹿野川ダムでは、運用開始以来、初めて利水容量が0%となった。

渇水に対応して、水資源の安定確保を図るため、今後とも、既存施設の効果的、弾力的活用や節水対策の整備等水需給両面から総合的な水資源対策を講じることにより、水利用の安定性の向上を図っていくことが必要である。

よって、国におかれては、四国地方の水需給の状況を十分認識され、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 渇水対策に資するダム建設事業及び農業農村整備事業の一層の推進を図ること。
- 2 水源地域の指定及び財政特例措置の摘要についての基準を実情に即して緩和するとともに、特例措置対象事業の拡大等財政措置を改善すること。
- 3 ダム群連携、施設の超寿命化対策等の既存施設の有効活用などを推進し、ダムの運用や管理を効果的かつ弾力的に行うことにより、水利用の安定性の向上を図ること。
- 4 異常渇水等に備え、渇水時の情報収集や渇水調整体制の確立、利水者相互の支援体制の整備等の対策を推進すること。
- 5 節水型まちづくり対策に対する助成措置の充実・強化を図ること。
- 6 水道用施設の整備に対する助成措置の充実並びに老朽施設更新に係る採択基準の緩和及び補助率の嵩上げを図ること。
- 7 上流と下流の交流の促進と、そのために必要な基盤整備など、水源地域振興対策の充実強化を図るとともに、水源涵養機能を有する森林整備の促進を図ること。

・ 11月18日 全国町村長大会意見37項目に関する要望

この要望については、同日に開催された全国町村長大会において、満場一致で採択された意見事項について、本県の白石会長がそれぞれ本県選出国會議員に対して、実現方要望した。

なお、「意見書」等（項目のみ抜すい）は、次のとおり。

意 見 書

- 1 地方分権の推進
- 2 町村財政基盤の確立
- 3 情報化施策の推進と地上デジタル放送への円滑な移行
- 4 国土政策の推進
- 5 環境保全対策の推進
- 6 地域活性化対策の推進
- 7 地域保健医療対策の推進
- 8 少子化社会対策の推進
- 9 障害者保健福祉施策の推進
- 10 老人保健福祉対策の推進及び介護保険制度の円滑な実施
- 11 医療保険制度の一本化の実現等
- 12 教育施策等の推進
- 13 農業・農村対策の推進
- 14 森林・林業対策の推進
- 15 水産業対策の充実
- 16 地域商工業振興対策の推進
- 17 生活環境の整備促進
- 18 道路の整備促進
- 19 河川等の整備促進
- 20 災害対策の推進
- 21 町村消防の充実強化
- 22 暴力の根絶と安全・安心まちづくりの充実強化
- 23 戸籍制度等の見直し
- 24 公職選挙制度の改善
- 25 地域交通対策の推進
- 26 エネルギー対策の推進
- 27 新たな過疎対策法の制定
- 28 山村等地域振興対策の整備
- 29 豪雪地帯の振興
- 30 半島地域の振興
- 31 離島地域の振興
- 32 観光地所在町村の振興
- 33 水源地域対策の強化
- 34 非鉄金属等鉱山地域対策の推進
- 35 地域改善対策の推進
- 36 北方領土の早期返還
- 37 竹島の領土権の確立

2 そ の 他

・ 5月8日 県首脳部と本会(全町長)との意見交換会

加戸知事ら県首脳部と全町長との意見交換会を松山市において開催し、町行政推進等について意見交換を行った。

・ 11月17日 地方分権推進全国会議

この会議は、全国町村会等地方6団体で組織する「地方自治確立協議会」の主催で次項「開催要領」により開催されたものである。

本会関係の同大会出席者は、白石会長、清水監事（愛南町長）、稲本内子町長、阪本松野町長、甲岡鬼北町長が出席した。

地方分権推進全国会議開催要領

1 大会名称

地方分権推進全国会議

～地域主権の確立と地方の自立・再生～

2 目 的

地方分権の推進に向けて、国と地方が一体となり積極的に取り組むことを確認するため、政府と地方六団体による意見交換を実施する。

また、地方分権について、国民に理解いただき、その旨を広くアピールする場とする。

3 主 催

地方六団体（地方自治確立対策協議会）

4 日 時

平成21年11月17日（火） 12：30～13：30

5 会 場

「東京国際フォーラム」 ホールC

東京都千代田区丸の内3-5-1

6 来 賓

内閣総理大臣（想定）、総務大臣（想定）、与野党国会議員

7 出席者

地方公共団体関係者（約1,500名）

〔都道府県知事、都道府県議会議長
市町村長、市町村議会議長、
報道関係者、その他関係者〕

・ 11月17日 本県選出国會議員と本会との意見交換会

本県選出国會議員（民主党）と本会との意見交換会を全国町村会館（東京都千代田区永田町）において開催し、町行政推進等について意見交換を行った。

・ 11月18日 本県選出国會議員と本会との意見交換会

本県選出国會議員（自由民主党）と本会との意見交換会を全国町村会館（東京都千代田区永田町）において開催し、町行政推進等について意見交換を行った。

◎ 自治研修等

1 平成20年度町（市）職員研修会

平成20年度 町（市）職員研修会実施計画

愛媛県町村会

- 1 目的 地方公務員として必要な知識及び自覚を養う等、新世紀の「新・地方の時代」に相応しい職員の養成・資質向上を目的とする。
- 2 研修名
 - (1) 新規採用職員研修 新規採用職員を対象（2泊3日 60人以内）
 - (2) 初級職員研修 勤続2年~3年の職員を対象（2泊3日 40人以内）
 - (3) 中級職員研修 勤続4年~5年の職員を対象（2泊3日 40人以内）
 - (4) 係長職員研修 係長相当の職にある者を対象
(2泊3日 40人以内)
 - (5) 法制執務研修（1日 1か市町2人以内）
 - (6) 管理職員研修（1日 1か市町2人以内）
- 3 実施場所 前記(1)~(4)については、「えひめ青少年ふれあいセンター」（松山市上野町）において、全寮制とする。
なお、(5)・(6)は、愛媛県自治会館・会議室において実施する。
- 4 研修科目 別紙1を参照。
- 5 経費 市町等の負担は、集合及び解散場所（県自治会館又は研修会場）までの交通費。全寮制については、食事代、シーツ代等とする。
その他、集合場所（県自治会館）から研修会場への移動（タクシー等）及び研修関係経費は、本会が負担する。
- 6 その他 市職員については、本会賛助会員の市職員とする。
- 7 研修時期
 - (1) 新規採用職員研修 平成20年6月9日~11日
 - (2) 初級職員研修 平成20年6月9日~11日
 - (3) 中級職員研修 平成20年7月8日~10日
 - (4) 係長職員研修 平成20年7月8日~10日
 - (5) 法制執務研修 平成21年3月19日
 - (6) 管理職員等研修 平成20年11月13日

(1) 平成20年度町（市）職員法制執務研修会

平成20年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づいて、町（市）の法制執務担当職員およびこれに準ずる職員を対象とした研修会を次項「実施要領」により開催した。

研修会受講者数は9人。

平成20年度町（市）職員法制執務研修会実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

町（市）の法制執務担当職員として必要な条例、規則の立案、解釈等の知識を修得させることにより、当該町（市）の法制の整備充実に資することを目的とする。

2 研修日時・場所

- ・ 日 時 平成21年3月19日（木） 10時30分～14時30分
- ・ 場 所 「愛媛県自治会館」 4階 会議室
松山市一番町4丁目1番地2
電話 089-941-7598

3 研修講師

県市町振興課職員

4 研修受講対象者

法制執務担当職員およびこれに準ずる職員

（法令の読み方等基礎知識の習得に関する研修とし、原則として初心者を対象とする）

5 その他

出席者は、「自治六法」をご持参下さい。

2 平成21年度町（市）職員研修会

平成21年度 町（市）職員研修会実施計画

愛媛県町村会

1 目的

地方公務員として必要な知識及び自覚を養う等、「新・地方の時代」に相応しい職員の養成・資質向上を目的とする。

2 研修名

- (1) 新規採用職員研修 新規採用職員を対象（2泊3日 60人以内）
- (2) 初級職員研修 勤続2年～3年の職員を対象（2泊3日 40人以内）
- (3) 中級職員研修 勤続4年～5年の職員を対象（2泊3日 40人以内）

- (4) 係長職員研修 係長相当の職にある者を対象
(2泊3日 40人以内)
- (5) 法制執務研修 (1日 1か市町2人以内)
- (6) 管理職員研修 (1日 1か市町2人以内)

3 実施場所 前記(1)～(4)については、「えひめ青少年ふれあいセンター」(松山市上野町)において、全寮制とする。
なお、(5)・(6)は、愛媛県自治会館・会議室において実施する。

4 研修科目 別紙1を参照。

5 経 費 市町等の負担は、集合及び解散場所(県自治会館又は研修会場)までの交通費。全寮制については、食事代、シーツ代等とする。
その他、集合場所(県自治会館)から研修会場への移動(タクシー等)及び研修関係経費は、本会が負担する。

6 その他 市職員については、本会賛助会員の市職員とする。

7 研修時期

- (1) 新規採用職員研修 平成21年5月13日～15日
- (2) 初級職員研修 平成21年5月13日～15日
- (3) 中級職員研修 平成21年6月10日～12日
- (4) 係長職員研修 平成21年6月10日～12日
- (5) 法制執務研修 平成21年11月頃
- (6) 管理職員等研修 平成21年10月27日

(1) 町（市）新規採用職員研修会

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づいて、町（市）新規採用職員研修会をえひめ青少年ふれあいセンターで開催した。平成6年度より、全寮制（2泊3日）で実施した。

研修会受講者数は26人

△ 研修実施科目・時間表

時間帯	5月13日（水） 第1日目	5月14日（木） 第2日目	5月15日（金） 第3日目
6:30— 7:00—		起床 朝の集い 清掃 朝食、研修の準備等	起床 朝の集い 清掃 朝食、研修の準備等
8:00—		地方自治・財政・税 のしくみ (8:30~11:20) 縣市町振興課行政係長 谷川昭司	公文書の作成と扱い 方・整理 (8:30~10:20) 縣市町振興課課長補佐 北川謙二
9:00— 9:30—	集合（県自治会館の場合）		電子自治体時代 (10:30~12:00)
10:00—	研修会場 受付	地方公務員共済制度 (11:30~12:00) 縣市町村職員共済組合 総務課庶務係長 玉井信正	県情報政策課 電子申請推進係長 山名富士
10:30—	開講式 オリエンテーション		
11:00—	講話（11:30~12:00） 愛媛県町村会長（松前町長） 白石勝也		
12:00—	昼食（12:00~13:00）	昼食（12:00~13:00）	昼食（12:00~13:00）
13:00—	公務員のありかた (13:00~13:50) 縣市町振興課課長補佐 俊野忠彦	電話の応対等 (13:00~14:50) NTT西日本-四国ITビジネス部 愛媛ITビジネス部門ヒューマンリソース担当(研修) インストラクター	地方行政について (13:00~14:20) 砥部町長 中村剛志
14:00—	接遇（14:00~16:30） 全日本作法会 家督 井関智子	職業人の心構え (15:00~16:30) 備いよぎん地域経済研究センター 主任研究員 原田一志	効果測定 奉仕活動 閉講式 解散
15:00—			
17:00—	夕べのつどい 夕食（交歓会）	夕べのつどい 夕食（交歓会）	
18:00—			
19:00—	倫理と自己啓発 (19:00~20:30)	軽スポーツ (19:00~20:30)	
20:00—	エム・アンド・エム代表 八木方子		
22:30—	入浴 消灯	入浴 消灯	

(2) 町（市）初級職員研修会

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づいて、町（市）初級職員研修会（2～3年の職員を対象）をえひめ青少年ふれあいセンターで開催した。

研修会受講者数は24人。

△ 研修実施科目・時間表

時間帯	5月13日（水） 第1日目	5月14日（木） 第2日目	5月15日（金） 第3日目
6:30— 7:00—		起床 朝の集い 清掃 朝食、研修の準備等	起床 朝の集い 清掃 朝食、研修の準備等
8:00—		地方税制度 (8:30~10:20)	選挙制度 (8:30~10:50)
9:00— 9:30—	集合（県自治会館の場合）	縣市町振興課税政係長	縣市町振興課選挙係長
10:00—	研修会場 受付	関谷 真之	宇佐美 伸次
10:30—	開講式 オリエンテーション	地方公務員制度 (10:30~12:00)	
11:00—	地方公務員共済制度 (11:30~12:00) 縣市町村職員共済組合 総務課長 近藤 文彦	縣市町振興課課長補佐 北川 謙二	自己表現の仕方について (11:00~12:00) エム・アンド・エム代表 八木 方子
12:00—	昼食(12:00~13:00)	昼食(12:00~13:00)	昼食(12:00~13:00)
13:00—	地方自治制度 (13:00~14:50) 縣市町振興課行政係長 谷川 昭司	地方財政制度 (13:00~16:30) 縣市町振興課財政係長 仙波 純子	地方行政について (13:00~14:20) 砥部町長 中村 剛志
14:00—	電子自治体時代 (15:00~16:30) 県情報政策課 電子申請推進係長 山名 富士		効果測定 奉仕活動 閉講式 解散
15:00—	電子自治体時代 (15:00~16:30) 県情報政策課 電子申請推進係長 山名 富士		
17:00—	夕べのつどい 夕食（交歓会）	夕べのつどい 夕食（交歓会）	
18:00—			
19:00—	倫理と自己啓発 (19:00~20:30)	軽スポーツ (19:00~20:30)	
20:00—	エム・アンド・エム代表 八木 方子		
22:30—	入浴 消灯	入浴 消灯	

(3) 町（市）中級職員研修会

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づいて、町（市）中級職員研修会（4～5年の職員を対象）をえひめ青少年ふれあいセンターで開催した。

研修会受講者数は13人。

△ 研修実施科目・時間表

時間帯	7月8日（火） 第1日目	7月9日（水） 第2日目	7月10日（木） 第3日目
7:00		起床 朝のつどい	起床 朝のつどい
8:00		清掃 朝食、研修の準備等	清掃 朝食、研修の準備等
9:00		国際化時代の市町について (8:30~10:50)	I Tと行政について (8:30~12:00)
10:00	集合（県自治会館の場合） 研修会場 受付	愛媛学園前理事長	N T T 西日本 法人営業部 営業統括部長
10:30	開講式 オリエンテーション	宇都宮 弘之	山本 茂
11:00	地方公務員共済制度 (11:30~12:00) 県市町村職員共済組合 総務課長 近藤 文彦	隣国と日本 (11:00~12:00) 県国際交流課 国際交流員 徐 旻	
12:00	昼食(12:00~13:00)	昼食(12:00~13:00)	昼食(12:00~13:00)
13:00	情報公開と個人情報保護 (13:00~14:50) 県県民活動推進課 情報公開係長 土井 敬之	道州制と基礎自治体 (13:00~14:20) 県市町振興課 課長 北村 朋生	人との関わり方について (13:00~14:30) エム・アンド・エム代表 八木 方子
14:00	基礎自治体職員の意識について (15:00~16:30) 愛媛県町村会長(松前町長) 白石 勝也	高齢者福祉について (14:30~16:30) 県長寿介護課課長補佐 小池 賢治	効果測定 奉仕活動 閉講式 解散
15:00			
17:00	夕べのつどい 夕食(交歓会)	夕べのつどい 夕食(交歓会)	
18:00			
19:00	軽スポーツ (19:00~20:30)	倫理と自己啓発 (19:00~20:30) 全日本作法会 家督 井 関 智 子	
20:00			
22:30	入浴 消灯	入浴 消灯	

(4) 町（市）係長職員研修会

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づいて、町（市）係長職員研修会（係長の職員を対象）をえひめ青少年ふれあいセンターで開催した。

研修会受講者数は18人。

△ 研修実施科目・時間表

時間帯	7月8日（火） 第1日目	7月9日（水） 第2日目	7月10日（木） 第3日目
7:00		起床 朝のつどい	起床 朝のつどい
8:00		清掃 朝食、研修の準備等	清掃 朝食、研修の準備等
9:00		愛媛の国際化の現状 について (8:30~10:50)	I Tと行政について (8:30~12:00)
10:00	集合（県自治会館の場合） 研修会場 受付	県国際交流センター	N T T 西日本 法人営業部 営業統括部長
10:30	開講式 オリエンテーション	外国人生活相談室長 大森典子	山本 茂
11:00	地方公務員共済制度 (11:30~12:00) 県市町村職員共済組合 総務課長 近藤文彦	隣国と日本 (11:00~12:00) 県国際交流課 国際交流員 徐 旻	
12:00	昼食(12:00~13:00)	昼食(12:00~13:00)	昼食(12:00~13:00)
13:00	地域づくり (13:00~14:50) 人間牧場主 若松進一	道州制と基礎自治体 (13:00~14:20) 県市町振興課 課長 北村朋生	人との関わり方につ いて (13:00~14:20) エム・アンド・エム代表 八木方子
14:00		英会話入門 (14:30~16:30) 日米学院英会話講師 セスバーレン フィーズ 田坂千世	効果測定 奉仕活動 閉講式 解散
15:00	基礎自治体職員の意 識について (15:00~16:30) 愛媛県町村会長(松前町長) 白石勝也		
17:00	夕べのつどい 夕食(交歓会)	夕べのつどい 夕食(交歓会)	
18:00			
19:00	軽スポーツ (19:00~20:30)	倫理と自己啓発 (19:00~20:30) 全日本作法会 家督 井関智子	
20:00			
22:30	入浴 消灯	入浴 消灯	

3 自治大学校の研修入校状況

第2部 第156期（平成21年10月14日～12月18日）

・伊予郡松前町町民課住民係長 小池 良治

4 市町村長特別研修会

11月12日・13日の両日、地方公務員制度研究会の主催により「全国町村会館」（千代田区永田町）において開催され、上村上島町長と高野久万高原町長が出席した。

5 市町管理職員研修会

平成21年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づいて、市町の副市長および管理職員等を対象とした研修会を次項実施要領により開催した。

研修会受講者数は46人。研修内容および次項実施要領により開催した。

- ・「最近の地方公務員行政をめぐる諸問題」

総務省自治行政局公務員部公務員課高齢対策室長

海老原 諭 氏

- ・「地方公務員の定員管理・給与等の動向と人材育成」
～人事評価制度の構築に向けて～

総務省自治行政局公務員部公務員課定員給与調査官

下瀬 謙 氏

平成21年度 市町管理職員研修会実施要領

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 主 催 | 総 務 省・地方公務員制度研究会
愛媛県市長会・愛媛県町村会
(財)愛媛県市町振興協会 |
| 2 | 目 的 | 県及び市町における人事・労務管理能力等の資質の向上を図ることを目的とする。 |
| 3 | 受講対象 | 県の人事・労務担当部の管理職員（又は代理者）及び市町の副市長および人事・労務管理担当（議会事務局・教育委員会を含む）部課の管理職員（または代理者） |
| 4 | 研修内容
(予定) | ◇ 最近の地方公務員行政をめぐる諸問題
◇ 地方公務員の人材育成・人事評価及び公務員給与等の動向について |
| 5 | 講 師
(予定) | 総務省の職員等 |
| 6 | 研修日時 | 平成21年10月27日（火）午前10時30分 開会
午後 3時00分 閉会（予定） |

- | | | |
|---|-------------|---|
| 7 | 研修実施
場 所 | にぎたつ会館
松山市道後姫塚118-2 TEL (089-941-3939) |
| 8 | 研修人数 | 各市町 5人以内 |

◎ 平成21年12月末、積立金並びに会計現況

1 積立金

(1) 振興基金積立金 439,670,000円

2 会計現況

(1) 歳入累計額 84,252,755円

(2) 歳出累計額 56,702,714円

(3) 歳入歳出累計額 27,550,041円

◎ 全国町村会総合賠償補償保険事業

加入状況及び平成20年度支払実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 団体生命共済（弔慰金）事業

加入状況・給付実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 任意共済保険事業（特定疾病保険含む）

加入状況及び給付状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 個人年金共済保険事業

加入状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 平成20年度軽自動車税申告書取扱状況

軽自動車税申告書データの取り扱いについては、平成19年4月から電算化を導入、事務処理は、財団法人軽自動車協会愛媛県事務所へ委託し、取扱件数等は年度単位で把握することとなった。

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの件数は次のとおり。

申告書種別	取扱件数(枚)
軽自動車税申告書(新規分)	34,208
軽自動車税廃車申告書	27,302
軽自動車税変更申告書(移転・変更分)	92,631
合計	154,141

なお、平成21年12月末現在、電算化を導入している市町は次のとおり。

松山市	今治市	新居浜市	大洲市
四国中央市	東温市	松前町	砥部町
伊方町			
合計	6市3町		

◎ 町行財政状況等の調査

町における行財政状況および特定事項（全国町村会・他県町村会等の依頼も含む）について、下記のとおり調査を実施した。

- | | |
|--------|---|
| 1月27日 | 地方分権改革推進委員会第2次勧告に関する意見照会について
(全国町村会) |
| 2月18日 | 町村長に関する調査(全国町村会) |
| 4月27日 | 町村長等の給料月額調査について(全国町村会) |
| 5月7日 | 町村等への交付金等に係る調査について(京都府町村会) |
| 5月18日 | 公務員への協約締結権の付与に関するアンケートについて(全国
町村会) |
| 8月21日 | 自治功労者の推薦について(本会) |
| 9月18日 | 新政権の施策等に対する町村の懸念、課題等について(全国町村
会) |
| 9月28日 | 町村長名等の照会について(全国町村会) |
| 9月30日 | 町長等の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調査(本会) |
| 11月2日 | 町村の現状とその事務執行の確保方策に関するアンケート(全国
町村会) |
| 12月22日 | 地方公営企業等金融機構への職員派遣について(全国町村会) |

その他、随時、町長、優良町村、研修、視察の先進地（県内、県外）の調査および各種検討事項等に関する意見を提出するなど回答を行った。

◎ 平成21年度町（市）職員採用試験統一実施

平成21年度町村職員採用試験については、次項「実施要領」により、本会での試験問題集等の関係諸資料の取り扱いを、平成2年度から期日統一実施のみ対応することとなり本年度で20回目となり、実施町（市）は次のとおり。

<第1回 7月26日>

松前町 伊予市松前町共立衛生組合

<第2回 9月20日>

上島町 松前町 内子町 伊方町 鬼北町 西予市

<第3回 10月18日>

砥部町 愛南町

平成21年度愛媛県町（市）職員採用試験統一実施要領

1 試験の種類

- (1) 「町（市）職員採用上級試験」（大学卒程度）
- (2) 「町（市）職員採用中級試験」（短大卒程度）
- (3) 「町（市）職員採用初級試験」（高校卒程度）

2 受付期間および場所

(1) 期 間 町（市）において決定するが概ね次のとおりとする。

- ・第1回大短大卒程度のみ ・第2回 ・第3回
- 自 平成21年6月12日 自 平成21年8月7日 自 平成21年9月4日
- 至 平成21年6月19日 至 平成21年8月14日 至 平成21年9月11日

(2) 場 所 町役場（市役所） 課

3 試験日時および場所

(1) 日 時

- ・第1回 平成21年7月26日（日） 午前10時から
- ・第2回 平成21年9月20日（日） 午前10時から
- ・第3回 平成21年10月18日（日） 午前10時から

	科目	上級（大学卒）	中級（短大卒）	初級（高校卒）
ア	教養試験	2時間 (10:00~12:00)	2時間 (10:00~12:00)	2時間 (10:00~12:00)
イ	専門試験	2時間	2時間 等	1時間30分
ウ	各種検査	事務適性検査（10分）、一般性格診断検査（30分）等		

※ イとウは、希望により実施する。

(2) 場 所 町（市）が決定した場所

4 受験資格

町（市）において決定するものとするが、概ね次のとおりとする。

上 級	中 級	初 級
昭和55年4月2日から 昭和63年4月1日まで に生まれた者	昭和61年4月2日から 平成2年4月1日まで に生まれた者	昭和63年4月2日から 平成4年4月1日まで に生まれた者
学歴は問いません	学歴は問いません	学歴は問いません

5 試験問題集等諸用紙

- (1) 試験問題集等の申し込みは、日程表の期日までに概数をFAX又はE-mailで連絡。
- (2) 試験問題集の確定数を、日程表の期日までに本会へ申し込み。
- (3) 本会が一括して、「財団法人日本人事試験研究センター」へ申し込み。
- (4) 試験問題集等の発送は、「財団法人日本人事試験研究センター」から到着次第、本会から実施町（市）の人事担当課課長あて「簡易書留」で郵送。
- (5) 試験問題集等の受領について、本会あて電話FAXで送付。
(なお、この試験問題の他に町（市）自体の問題（作文等）を加えても差し支えないこと。)

6 解答用紙および問題集の返送

町（市）の人事担当課の責任者、または、代理者は、試験終了後用紙確認のうえ直ちに「簡易書留速達・書留小包速達」で本会あてに郵送または持参。
(本会が一括して、「財団法人日本人事試験研究センター」へ送付。)

7 採点と結果

- (1) 採点は、「財団法人日本人事試験研究センター」において行う。
- (2) 結果は、「財団法人日本人事試験研究センター」から本会へ一括送付されてきた受験者の成績結果①択一得点度数分布表、②高得点順受験者名簿、③受験番号順受験者名簿を各実施町（市）毎に本会から回送。

8 合格発表

前述の採点結果に基づき各実施町（市）で行う。

9 経 費

試験問題の作成経費および採点等の結果処理経費は、「日本人事試験研究センター」へ、受験予定者1人当たり教養600円・専門1,200円等を実施町（市）が支払うものとする。

(なお、送金方法は、試験終了後、町（市）から本会へ送金。一括して、本会か

ら「財団法人日本人事試験研究センター」へ送金。)

10 その他

この統一試験日以外の日程で試験実施希望にあつては、「財団法人日本人事試験研究センター」（東京都新宿区片町4番地 電話03-5363-9161 FAX03-5363-9165）へ、実施町（市）から直接申し込み等を行うこととする。

＜平成21年度愛媛県町（市）職員採用試験の統一実施（第1回）の日程表＞
 （平成21年7月26日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	H21. 6. 5 (金)	試験の告示（概ね）	町（市）で行う
2	6. 12 (金) ～ 6. 19 (金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施市町において変更してもよい）	町（市）で取りまとめる
3	6. 25 (木)	試験問題集の申し込み（概数）	町（市）→本会
4	6. 26 (金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	7. 2 (木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（市）→本会
6	7. 3 (金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	7月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	7月中旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町（市）
9	〃	〃 受領（電話FAX）	町（市）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	7. 26 (日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町（市）で実施
12	試験終了後直ちに	解答用紙および問題集等の返送	町（市）→本会 （書留で郵送又は持参）
13	7. 28 (火)	〃	本会→センター
14	7. 31 (金)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	8. 3 (月)頃	〃	本会→町（市）
16	8月初旬	合 格 発 表	町（市）で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養600円等）	町（市）→本会

注）実施町（市）は→（町（市））、財団法人日本人事試験研究センターは→（センター）と略記した。

＜平成21年度愛媛県町（市）職員採用試験の統一実施（第2回）の日程表＞
 （平成21年9月20日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	H21. 7. 31 (金)	試験の告示（概ね）	町（市）で行う
2	8. 7 (金) ～ 8. 14 (金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施市町において変更してもよい）	町（市）で取りまとめる
3	8. 20 (木)	試験問題集の申し込み	町（市）→本会
4	8. 21 (金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	8. 27 (木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（市）→本会
6	8. 28 (金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	9月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	9月中旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町（市）
9	〃	〃 受領（電話FAX）	町（市）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	9. 20 (日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町（市）で実施
12	9.21正午までに必着で発送 又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町（市）→本会 （書留で郵送又は持参）
13	9. 21 (月)	〃	本会→センター
14	9. 30 (水)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	10. 2 (金)頃	〃	本会→町（市）
16	10月初旬	合 格 発 表	町（市）で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養600円等）	町（市）→本会

注）実施町（市）は→（町（市））、財団法人日本人事試験研究センターは→（センター）と略記した。

＜平成21年度愛媛県町（市）職員採用試験の統一実施（第3回）の日程表＞
 （平成21年10月18日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	H21. 8. 28 (金)	試験の告示（概ね）	町（市）で行う
2	9. 4 (金) ～ 9. 11 (金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施市町において変更してもよい）	町（市）で取りまとめる
3	9. 17 (木)	試験問題集の申し込み	町（市）→本会
4	9. 18 (金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	9. 24 (木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（市）→本会
6	9. 25 (金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	10月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	10月中旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町（市）
9	〃	〃 受領（電話FAX）	町（市）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	10. 18 (日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町（市）で実施
12	試験終了後直ちに	解答用紙および問題集等の返送	町（市）→本会 （書留で郵送又は持参）
13	10. 20 (火)	〃	本会→センター
14	10. 23 (金)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	10. 26 (月)頃	〃	本会→町（市）
16	10月下旬	合 格 発 表	町（市）で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養600円等）	町（市）→本会

注）実施町（市）は→（町（市））、財団法人日本人事試験研究センターは→（センター）と略記した。

◎ 配付資料

- 1 平成19年度本会決算書
- 2 平成21年度事業計画（案）
- 3 平成21年度町村分担金の分賦方法（案）
- 4 平成21年度本会一般会計予算（案）
- 5 予算説明書
- 6 本会第62回定期総会開催要綱（案）
- 7 平成19年度財団法人全国自治協会愛媛県災害共済支部決算書
- 8 平成19年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部決算書
- 9 平成21年度（財）全国自治協会愛媛県災害共済支部予算（案）
- 10 平成21年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部予算（案）
- 11 愛媛県市町総合事務組合の役員選任について
- 12 愛媛県の献血確保について
- 13 平成21年度愛媛県当初予算（案）（冊子）
- 14 「愛媛県人事異動発令」（平成21年4月1日）
- 15 平成20年度町（市）職員研修会実施計画（案）
- 16 市区町村における地方税の電子化について
- 17 愛媛県の消防広域化について
- 18 平成21年度町等公平事務委託費負担金額表（予定）
- 19 本会臨時総会開催要綱（案）
- 20 2011年地デジ完全移行に向けた取組みについて
- 21 財団法人全国自治協会愛媛県災害共済支部委員会の組織及び運営に関する規程の一部改正について
- 22 （財）地域活性化センター平成21年度事業計画
- 23 （財）地域活性化センター平成21年度収支予算書
- 24 （財）資産評価システム研究センター会員規程
- 25 （財）資産評価システム研究センター平成21年度事業計画及び収支予算の概要
- 26 「平成22年度政府予算編成及び施策に関する要望」（案）
- 27 四国四県町村長大会開催要綱
- 28 文部科学省補正予算の活用について
- 29 リーフレット「耕作放棄地再生利用緊急対策」
- 30 町村長等の給料月額調査（冊子）
- 31 平成21年度愛媛県9月補正予算（案）（冊子）
- 32 警察における行政対象暴力の取組状況について
- 33 地デジ推進に関する総務省の取り組み状況について
- 34 災害時要援護者関連施設等に係る警戒避難体制の整備及び「里山砂防」の推進について
- 35 新政権による国政運営の円滑な執行を求める緊急声明について
- 36 「愛媛県地方税滞納整理機構」への支援に関する要望（案）について
- 37 四国四県町村長大会提出議題
- 38 平成21年度市町村長特別研修会（主催：地方公務員制度研究会）について
- 39 平成21年度愛媛県9月補正予算案（冊子）

- 40 全国町村会の「新聞意見広告」について
- 41 新政権の政策の具体化に関する意見について
- 42 平成21年度基準財政需要額・基準財政収入額・財源不足額の調（冊子）
- 43 町長等の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調べ
- 44 平成21年度災害共済関係事業加入推進運動実施要綱
- 45 平成21年度全国町村職員生活協同組合共済事業加入推進運動実施要綱
- 46 平成21年度学校等公共建物火災予防運動及び交通安全運動実施要綱
- 47 （財）地域活性化センター平成20年度事業報告
- 48 （財）地域活性化センター参考資料
- 49 （財）地域活性化センター平成20年度決算書
- 50 平成22年年賀交歓会
- 51 「2010年版 町村長手帳」
- 52 全国町村長大会前後の関係団体行事予定一覧表
- 53 「人事試験研究 第209号～第213号」（財団法人日本人事試験研究センター発行）（冊子）
- 54 町村週報（全国町村会発行）（第2663号～第2703号）
- 55 愛媛町村会報（本会発行）（第647号～第649号）
- 56 町会報えひめ（本会発行）（第1号～第9号）

（注）以上配付資料については、他団体からの回送分を含む